

分類	指導事項	課所名
財産 管理 事務  1件	<p>1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの</p> <p>行政財産使用許可期間が平成20年3月31日までとなっていたバス停留所及び消火栓について、継続使用しているものの、期間内に許可更新にかかる手続を行っていなかった。</p> <p>また、同じく普通財産貸付期間の更新が必要な消火栓についても承諾にかかる手続を行っていなかった。</p>	駒ヶ根病院

(別表1) 定期監査の指摘事項等の件数

指摘事項・指導事項・検討事項の分類	普通会計				企業特別会計			
	指摘	指導	検討	計	指摘	指導	検討	計
1 収入事務関係								
・収入未済額の解消に努力を要するもの		10		10				
・使用料の算定を誤っていたもの		1		1				
・貸付料の算定を誤っていたもの								
・管理経費の算定を誤っていたもの								
・調定の時期が適切でないもの								
・その他調定等に関する事務処理が適切でないもの								
・その他収入に関する事務処理が適切でないもの		4	5	9				
小計	0	15	5	20	0	0	0	0
2 契約事務関係								
・契約書又は請書が作成されていないもの						1		1
・契約書等の記載内容に不備があるもの								
・随意契約の理由等が適切でないもの								
・予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
・入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		2		2				
・見積書徴取に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
・その他契約に関する事務処理が適切でないもの		3	2	5				
小計	0	7	2	9	0	1	0	1
3 支出事務関係								
・職員手当支給の返納又は追給を要するもの								
・その他職員手当支給に関する事務処理が適切でないもの								
・旅費の返納又は追給を要するもの		14		14		3		3
・その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの								
・監督職員と検査職員が同一人であるもの								
・工事変更協議が適切でないもの								
・その他工事に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
・工事請負費の執行が適切でないもの								
・備品購入費の執行が適切でないもの								
・需用費の執行が適切でないもの								
・予算執行が効率的・計画的でないもの								
・支出科目が適切でないもの		1		1		1		1
・支出負担行為の時期が適切でないもの								
・事前審査に関する事務処理が適切でないもの								
・給付完了検査に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
・その他支出に関する事務処理が適切でないもの		1		1				
小計	0	18	0	18	0	4	0	4
4 補助金事務関係								
・補助金交付決定等の事務処理が適切でないもの								
・補助金実績報告書の提出が遅いもの								
・その他補助金に関する事務処理が適切でないもの								
小計	0	0	0	0	0	0	0	0
5 財産管理事務関係								
・公有財産に関する帳票の整理等が適切でないもの								
・物品に関する帳票の整理等が適切でないもの								
・財産の有効利用等の努力を要するもの								
・その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		1		1		1		1
小計	0	1	0	1	0	1	0	1
合計	0	41	7	48	0	6	0	6

## 第3 工事監査

## 1 実施方針

県が行う建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）を対象として実施しました。監査の実施に当たっては、工事等の各段階において、技術的な視点も踏まえて当該工事等が法令等によって適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して実施しました。

## 2 対象年度及び重点監査項目

公共及び県単独事業に係る工事等のうち、平成20年度執行分を基本とし、必要に応じて他の年度執行分についても対象としました。

また、本年度は、次の項目を重点監査項目と位置付けて実施しました。

- ・ 重点監査項目1：「変更契約」（継続）
- ・ 重点監査項目2：「道路の維持管理（旧道処理）」

## 3 対象機関及び実施期間

環境部、農政部、林務部、建設部及び企業局の35機関について、平成21年6月9日から11月16日までの間に実施しました。

## 4 実施状況

対象箇所の中から、下記のとおり建設工事914件、業務委託528件、合計1,442件、478億余円を抽出して実施しました。（抽出件数率：9.1%、抽出金額率：34.6%）

また、重点監査項目1は、全機関を対象として、工事で①変更増額500万円超、②変更増額率30%超、③工期延長が90日以上（ただし、②③は、変更増額が250万円以下は除く。）の変更、委託で変更増額100万円超の変更（以下「大型変更」という。）を行った箇所の合計596件について実施しました。

重点監査項目2は、道路の維持管理を行っている13建設事務所を対象として、ダブルウェイ（バイパスなど新設道路の他に旧道などがあり、同一路線名で複数ルートを有する路線をいう。）路線の「旧道処理」状況122件について実施しました。

区分	対象箇所	件数	金額(百万円)	重点監査項目の実施箇所	
工事	対象箇所全体	10,872	111,213		
	監査実施箇所	914	42,083	大型変更 446 件	旧道処理 122 件
委託	対象箇所全体	4,955	27,057		
	監査実施箇所	528	5,783	大型変更 150 件	
合計	対象箇所全体	15,827	138,270		
	監査実施箇所	1,442	47,866	大型変更 596 件	旧道処理 122 件
	抽出率 (%)	9.1 %	34.6 %	発生率 3.8 %	

5 監査結果

監査の結果、指摘事項はありませんでした。

また、指導事項は4件、検討事項は1件あり、「第2 監査の結果」でまとめて記載しました。指導事項については、監査実施機関に対し、文書により指導し改善を促すとともに、処理状況の回答を求めました。検討事項については、事務を所管する機関に対し、文書により検討を指示し、措置状況の回答を求めました。なお、指導事項及び検討事項に係る機関以外においては、工事等に関する事務がおおむね適正に執行されたものと認められました。

6 重点監査項目1：「変更契約」(継続)

(1) 大型変更の件数

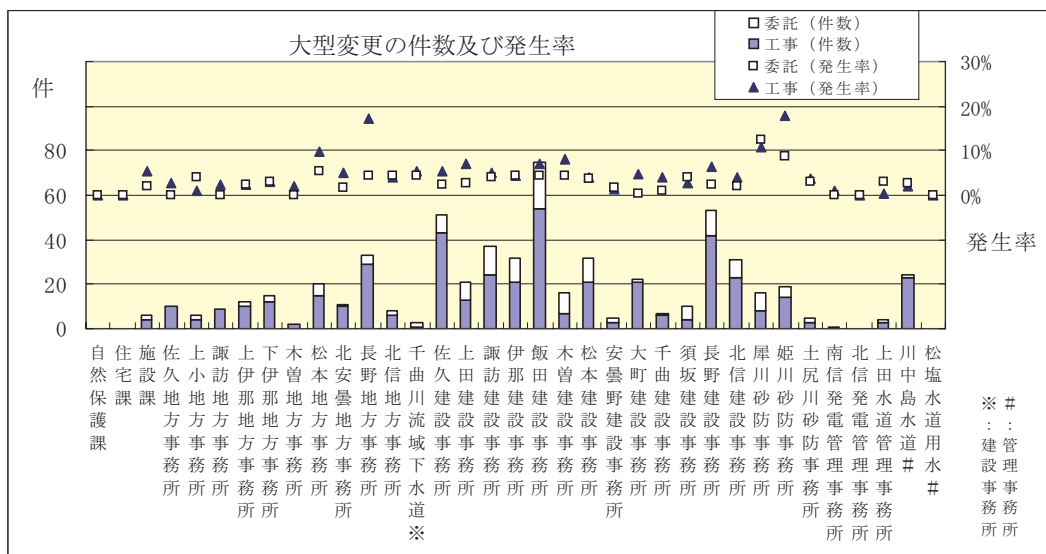
工事については、重複を除いた大型変更件数全体が446件(発生率4.1%)となっており、前年度に比べ0.1ポイント増加しました。このうち「変更増額率が30%を超える箇所」が103件と前年度に比べ23件、0.1ポイント減少していますが、「変更増額が500万円を超える箇所」及び「工期延長が90日以上箇所」については、それぞれ発生率が0.3ポイント、0.1ポイント増加しています。

委託については、「変更増額が100万円を超える箇所」が150件(発生率3.0%)となっており、前年度に比べ0.1ポイント増加しました。

区分	大型変更の内容	件数	発生率[前年度](%)
工事 (対象:10,872件)	①変更増額が500万円を超える箇所	382	3.5 [3.2]
	②変更増額率が30%を超える箇所(①を除く)	103(13)	0.9(0.1)[1.0(0.2)]
	③工期延長が90日以上箇所(①②を除く)	211(51)	1.9(0.5)[1.8(0.5)]
	合計(重複箇所を除く)	696(446)	6.4(4.1)[6.1(4.0)]
委託 (対象:4,955件)	変更増額が100万円を超える箇所	150	3.0 [2.9]

(2) 機関別の状況

大型変更が行われた機関別の状況を確認したところ、件数の多い機関としては、発注件数の多い飯田、長野、佐久建設事務所などで、発生率の高い機関としては、地形地質等の変更要因が多かった姫川及び犀川砂防事務所、長野地方事務所などになっていました。



## (3) 変更契約の理由

変更契約の主な理由について、契約約款の該当条項を確認したところ、工事、委託とも最も多いのは、「発注者が必要と認めたことによる変更」(契約約款第19条該当)が228件(38.3%)で、前年度に比べ40件、4.9ポイント減少しました。このうち、変更増額率が30%を超える箇所が44件あり、これに係る変更増額の総額は3億9,657万余円で、前年度に比べ26件、1億8,769万余円減少しており、別途発注等により入札・契約の透明性及び公平性の確保に向けた一定の改善傾向が見られました。

次に多いのは、「自然条件に予期せぬ特別な状態が発生」(同第18条第1項第5号該当)が133件、「設計図書の内容が現場と不一致」(同条同項第4号該当)が94件などとなっていました。

(単位：件、[ ]内は前年度)

変更契約の主な理由 (契約約款の該当条項)	工 事	委 託	合 計	構成比(%)
設計図書の内容不一致 (第18条第1項第1号)	0	0	0	0.0[0.0]
設計図書の誤謬又は脱漏 (第18条第1項第2号)	5	1	6	1.0[0.6]
設計図書の表示が不明確 (第18条第1項第3号)	3	0	3	0.5[0.0]
設計図書の自然条件が現場と不一致 (第18条第1項第4号)	79	15	94	15.8[18.4]
設計図書の人為条件が現場と不一致 (第18条第1項第4号)	40	7	47	7.9[8.5]
自然条件に予期せぬ特別な状態が発生 (第18条第1項第5号)	110	23	133	22.3[21.5]
人為条件に予期せぬ特別な状態が発生 (第18条第1項第5号)	62	14	76	12.7[7.6]
発注者が必要と認めたことによる変更 (第19条)	142	86	228	38.3[43.2]
その他 (第25条他)	5	4	9	1.5[0.2]
合 計	446	150	596	100.0

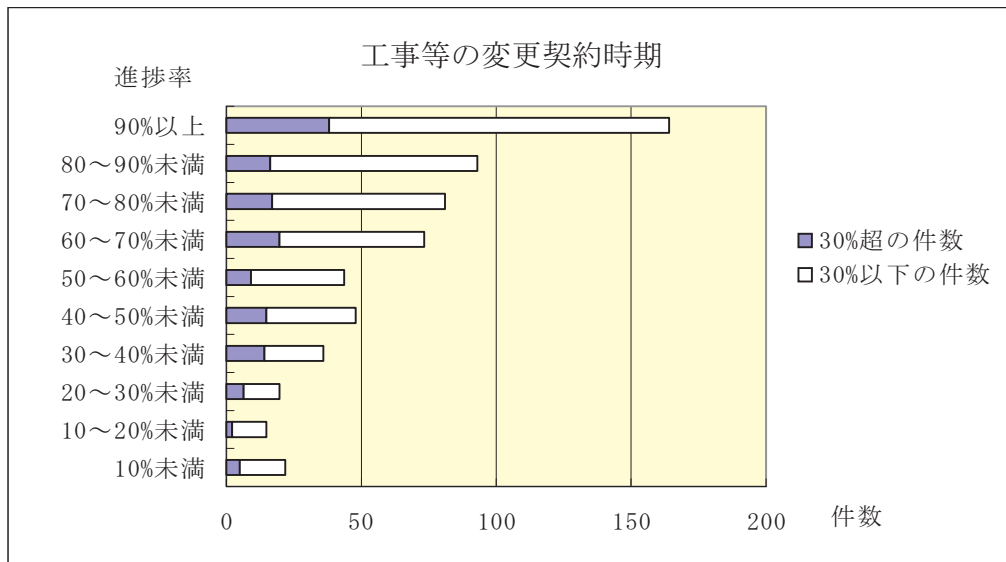
## (4) 変更契約の財源

変更契約の主な財源について確認したところ、工事、委託とも最も多いのは、「入札差金を活用」が324件(54.3%)で、前年度に比べ36件、7.8ポイント増加しました。次に多いのは、「平成19年度の繰越工事で、20年度予算を活用」が132件(22.1%)、「配当予算残額を活用」が91件(15.3%)などとなっていました。

変更契約の主な財源	工 事	委 託	合 計	構成比(%)
入札差金を活用	243	81	324	54.3[46.5]
配当予算残額を活用	61	30	91	15.3[14.8]
他箇所の予算を流用して活用	27	8	35	5.9[11.1]
他事業の予算を合併して活用	5	2	7	1.2[3.9]
平成19年度の繰越工事で、20年度予算を活用	104	28	132	22.1[22.7]
その他	6	1	7	1.2[1.0]
合 計	446	150	596	100.0

## (5) 変更契約の時期

変更契約が工事進捗のどの時点で行われたかを確認したところ、「進捗率が80%以上」の時点で大型変更契約を行った件数は596件中257件(43.1%)で、前年度に比べ57件、7.6ポイント減少しており、このうち「変更増額率が30%を超える大型変更」を行った件数は142件中54件(38.0%)で、前年度に比べ30件、7.9ポイント減少しており、早い時期の変更契約に向け一定の改善傾向が見られました。



## 7 重点監査項目2：「道路の維持管理（旧道処理）」

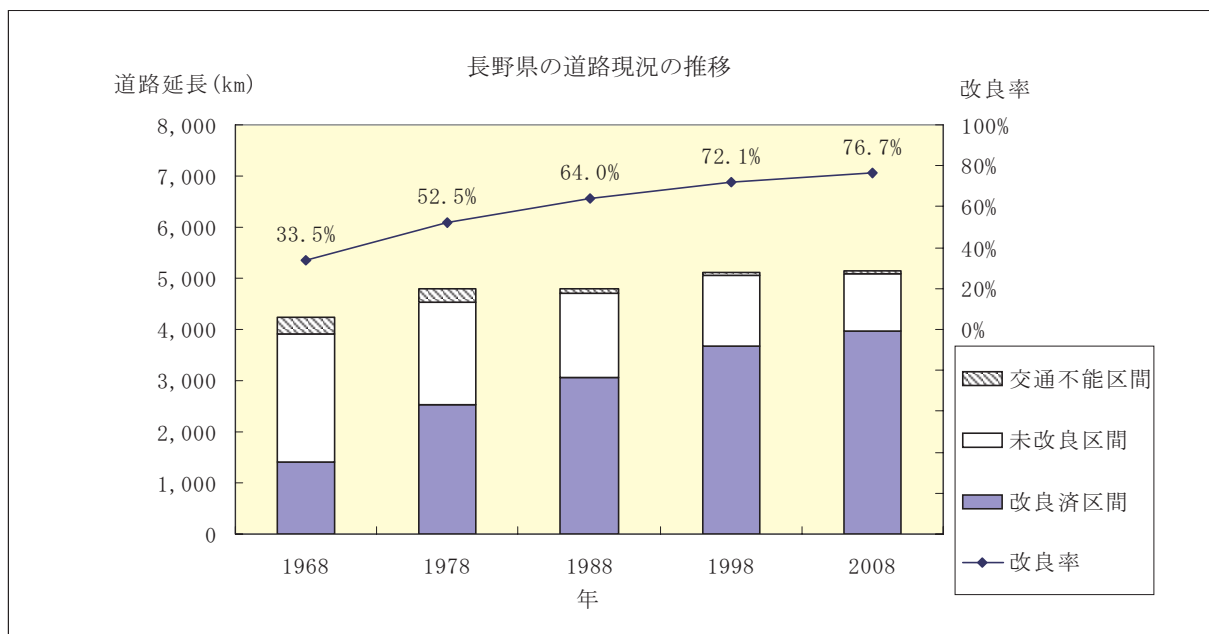
### (1) 道路現況の推移

「長野県の道路」の道路現況によれば、1968年から2008年の40年間で、県管理道路は路線数が353から425路線に、総延長が4,221kmから5,161kmにそれぞれ約2割増加しています。

モータリゼーションの進展や冬季オリンピック開催等を背景として、改良済延長は1,415kmから3,960kmと約2.8倍となり、逆に未改良区間は半減しています。この間の改良率の推移を見ると、1968年の33.5%から2008年は76.7%となるなど、著しく整備促進が図られています。

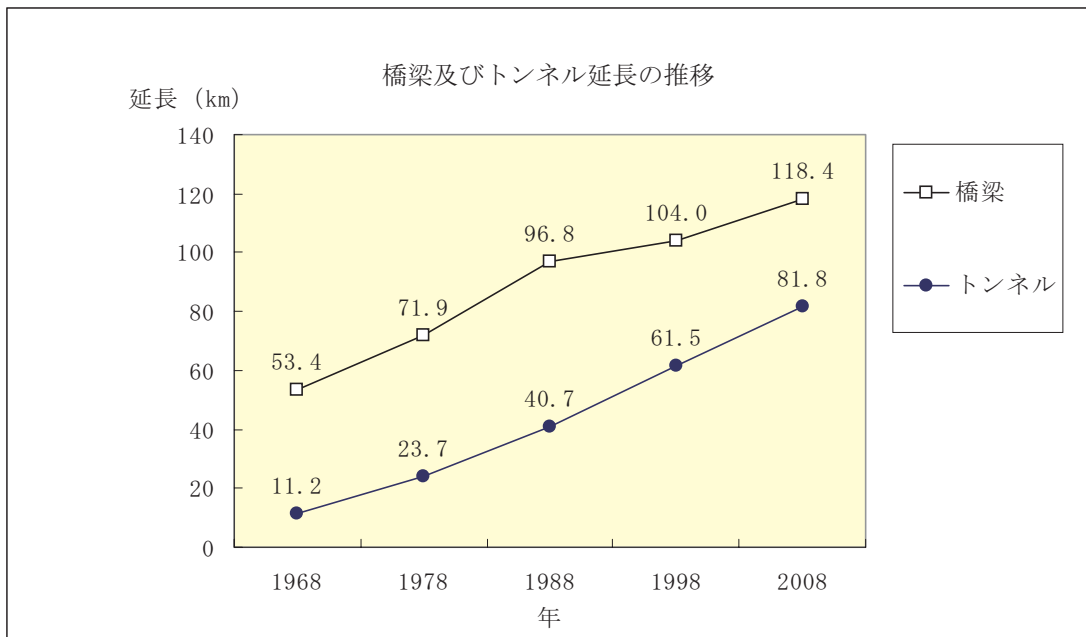
一方で、ここ10年ではそれ以前のような急激な伸びは見られませんが、その要因としては、近年の公共事業の縮減、新設事業から維持管理事業へのシフトが進んだことに加え、地形・地質のより厳しい地域や用地補償費が高額となる都市部などの事業が多くなっているためと推測されます。

しかし、ここ10年の改良済延長の増加が約271kmであることに比べ未改良区間の減少が約230kmと小さいことは、既にバイパス道路等が完成した路線の一部の旧道が処理されずにダブルウェイとして残されていることがその要因の一つと考えられます。



(2) 橋梁及びトンネル延長の推移

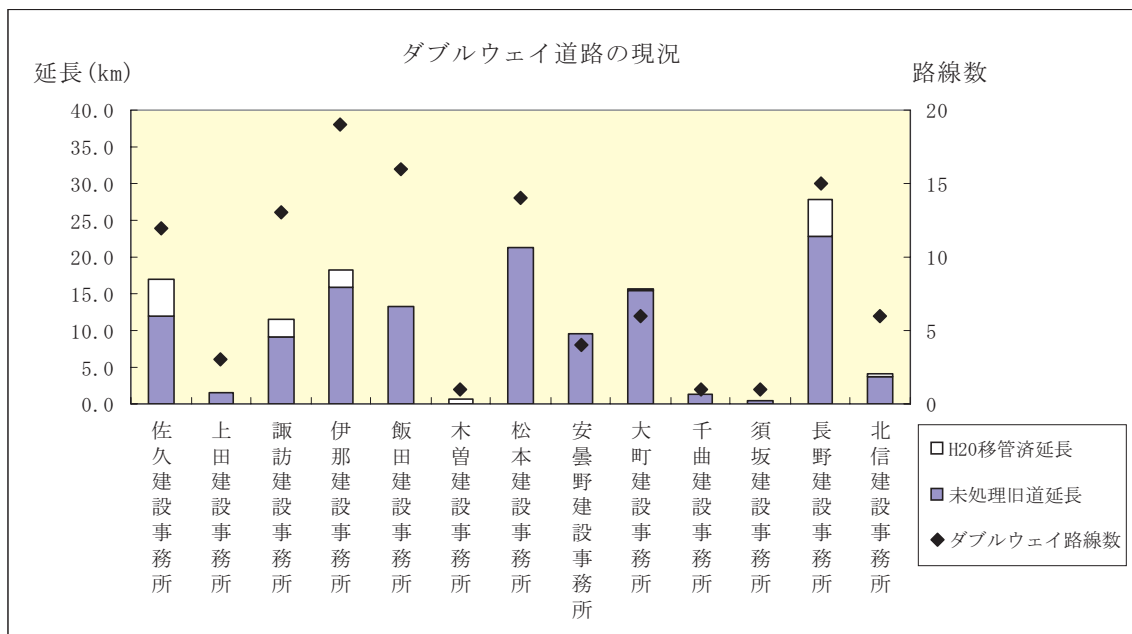
県管理道路のうち、橋梁延長はこの40年間で53.4kmが118.4kmと約2.2倍、トンネル延長は11.2kmが81.8kmと約7.3倍になるなど交通困難箇所での整備促進が図られたことがうかがわれます。これらの橋梁やトンネルは老朽化に伴って、今後、維持修繕費の急激な増大が見込まれています。



(3) ダブルウェイ道路の現況

平成20年4月現在、新設道路が供用開始している県管理道路で、ダブルウェイとなっている路線は合計111路線あり、旧道の処理方針別の件数としては122件、旧道処理が必要な総延長は142.3kmとなっています。

ダブルウェイ道路が存在する機関別の状況を確認したところ、路線数の多い機関としては、伊那、飯田、長野、松本建設事務所などで、平成20年度末現在で処理されていない旧道（以下「未処理旧道」という。）延長が大きい機関としては、長野、松本、伊那建設事務所などとなっており、バイパス等の供用開始から20年以上経過しているのにダブルウェイが解消されていない路線も全県で15路線ありました。



## (4) 旧道処理の状況

平成20年度中に処理された旧道は14件、16.1kmで、処理方針の内訳は「市町村へ移管」が13件、15.2km、「他の県管理道路として認定」が1件、0.9kmとなっていました。

一方、未処理旧道は108件、126.2kmとなっていました。未処理旧道の処理方針の内訳は、「市町村へ移管」が85件、89.0km（70.5%）で、このうち29件については「引継ぎ確約書」がありませんでした。その他の処理方針については、「他の県管理道路として認定」が4件、3.2km（2.5%）、「廃道」が5件、2.8km（2.2%）となっており、具体的な処理計画がなく「未定」となっている箇所も10件、10.8km（8.6%）見られました。

この他にも、現在バイパス道路等を建設中であり、近い将来に確実に旧道が発生する見込があるのに、処理方針が具体化されていない箇所も一部に見られました。

旧道の処理方針	H20.4 現在の旧道		H20 年度処理済		未処理旧道		
	件数	延長(km)	件数	延長(km)	件数	延長(km)	構成比
市町村へ移管	98	104.2	13	15.2	85	89.0	70.5%
他の県管理道路として認定	5	4.1	1	0.9	4	3.2	2.5%
廃道	5	2.8	0	0.0	5	2.8	2.2%
未定	10	10.8	0	0.0	10	10.8	8.6%
その他	4	20.4	0	0.0	4	20.4	16.2%
合計	122	142.3	14	16.1	108	126.2	100.0%

## 8 総括意見

## (1) 変更契約について

工事等には、自然又は人為的な条件に予期し得ない変更が生じることは避けられず、これらについては、適時・適切な設計変更が行われているところです。また、平成20年6月からは、請負代金額の3割を超えるおそれのある工事内容の変更が生じた場合には、発注機関の請負人選定委員会等を活用して意思決定を行うことがルール化されるなど、変更契約に関する手続きに一定の改善も見られます。

しかし、今回大型変更について監査した結果、一部に改善を要する事例も見受けられました。今後は、以下の点に更に留意し、入札手続きの透明性、公平性の確保と経済性、効率性又は有効性に配慮した契約に努めてください。

ア 「発注者が必要と認めたことによる変更」（契約約款第19条該当）は限定的に行われるべきものであり、乱用を避けるとともに変更増額率が30%を超える場合は別途発注を原則とすること。

イ 条件変更が生じた場合には「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（国土交通省）等を参考に設計変更の可否を判断するとともに所要の手続きを遅滞なく行うこと。

ウ 変更理由書の記載に当たっては、契約書の該当条項を記載するなど設計変更の根拠を明示するよう努めること。

エ 請負者からの提案、協議等に基づき大幅な設計変更を行おうとする場合は、発注機関の技術検討委員会の活用又は当初設計者や第三者に意見を求めるなど設計変更の合理性についてより客観的な判断を行うこと。

オ 受託費や地元負担金等が伴う事業については、支払者である市町村等に設計変更の内容についても十分に説明を行うこと。

## (2) 道路管理について

長野県の道路は、高度経済成長に伴うモータリゼーションの地方進展を背景に急速な整備が行われた昭和30～40年代から約40～50年が経過してきて、今後多くの施設が更新や修繕時期を迎えるため、維持管理経費の増大が懸念されています。

一方で、道路特定財源の一般財源化、少子高齢化に伴う社会福祉関係予算の増大など、社会資本整備に係る公共事業関係予算は今後ますます厳しくなることが予想されます。



このため、「橋梁長寿命化修繕計画」などアセットマネジメントを踏まえた既存施設の延命化を更に進めるとともに、県と市町村との道路管理区分を適正化することで、より効率的な社会資本の整備、維持管理が必要となっています。

今回、県管理道路のうちダブルウェイ箇所の旧道処理状況を監査した結果、改善を要する事例が一部に見受けられました。今後は、以下の点に更に留意し、より効率的な道路管理に努めてください。

ア バイパス道路の建設等に伴ってダブルウェイとなっている路線が多数有り、旧道処理が遅れているため、適切に引渡条件を処理の上、市町村への移管などの旧道処理を早急に進めること。

イ 旧道処理の方針が明確になっていないまま工事着手したり、市町村から「引継ぎ確約書」を取得したものの「引渡条件」の確認を後年送りにしたために旧道処理が遅れている箇所が見られます。

一般交通の用に供する必要がある旧道については、「関係市町村に引き渡す」との原則に則って、工事着手前に、旧道処理方針の明確化、引渡条件の現地調査及び引き継ぎ確約書の取得を行うこと。

ウ 引渡条件に伴う旧道処理工事の内容は、「道路の改築等に伴う旧道区間の処理について（通知）」に基づく「引渡条件の一般的基準」の範囲内とし、二重投資とならないように行うとともに、計画的な予算措置によりバイパス等の供用開始に併せて旧道処理が行えるようにすること。

エ 「新たな県道認定に当たって、生活道路化している近傍の県道を市町村道へ同時に移管する。」という先進的な取組（木曾建設事務所）などを参考に、生活道路化して県道網として維持する必要がなくなっている路線等についても市町村との管理区分の見直しを行うこと。

オ 道路台帳の実延長における「現道」「新道」「旧道」の区分が今回の監査結果と整合していない箇所が一部に見受けられたため、早急に道路台帳を調整すること。

### (3) 伐採木の処理に関する推奨事例

伐採木が多量に発生する工事については、以下の取組を参考にコスト縮減と廃棄物の抑制に努めてください。

ア 林道の法面保護工の施工に当たり伐採木をチップ化して吹付け基材として活用することでコスト縮減を図っていた。（上伊那地方事務所林務課）

イ 林務部所有機械を借り受けてチップ化作業を行い、完成したチップ材は地域住民に無償提供し遊歩道整備等に活用していた。（須坂建設事務所）

ウ 幹の部分については所のホームページで地域住民に無償提供し、細かい枝についてはチップ化して減量化することで廃棄物処分費のコスト縮減を図っていた。（上田建設事務所）